

第1編 建設費補助金制度
(ハード整備事業等)

地域づくり提案事業補助金

(ふるさと創造資金 地域づくり支援枠)

制度区分 県補助金
 所管省庁
 県担当課 地域政策課 地域振興担当 (内線2768)

支援目的	自立を目指す市町村の主体的な地域づくりを支援するため、明確な目標設定と成果検証を行うことにより、魅力ある地域づくりに取り組む市町村等に対し補助金を交付する。
支援内容	〔対象事業〕 地域資源や市町村の強み等を活かした魅力ある地域づくりに資する事業で、成果指標の設定及び成果検証を行う以下の事業 (1) 市町村が主体的に取り組む提案事業 (2) 地域団体等と協働する全員参加の取組のうち、市町村が実施する事業 ※補助対象外事業 ・国庫補助事業 ・県費補助対象事業 ・公用施設(庁舎等)の整備、維持管理等に係る事業 ・その他、この補助金の趣旨に合致しない事業 〔対象経費〕 対象事業に要する経費から制度上充てられる地方債等の特定財源を控除して得た補助事業者の一般財源に係る経費 ※補助対象外経費 ・用地取得費(環境保全のための計画的な緑地取得事業等を除く) ・施設等の解体撤去費用 ・基本設計に係る費用 ・備品購入費(1品の取得価格が100万円以上のものを除く) ・報償費(講師等の謝金を除く)、旅費(講師等の費用弁償を除く)、食料費、交際費 〔支援金額(率)〕 対象経費の1/2以内。ただし、前年度における普通交付税不交付団体については、補助率1/3以内 補助限度額 ・原則として1市町村につき単年度あたり5,000万円 ※(1)の事業については2,500万円 ・2カ年にわたる継続事業については計画全体で1億円 ※(1)の事業については計画全体で5,000万円 〔対象団体〕 市町村(政令指定都市を除く)、実行委員会等(商工会、観光協会、地域づくり団体等が市町村とともに設置する組織で、事務局が市町村に置かれているものに限る)
予算額	21年度 1,200,000千円のうち一部 20年度 1,100,000千円のうち一部
採択件数・採択例	21年度 未定 20年度 79件 坂戸駅北口周辺にぎわい創出事業(坂戸市) あつさ はればれ熊谷流事業(熊谷市)
根拠法令・要綱等	地域づくり提案事業補助金交付要綱
事業期間・採択期限	事業期間 原則として2か年度以内 新規採択期間 特になし
組合せ出来る他制度	地方債等(埼玉県ふるさと創造貸付金を含む) ※国庫支出金及び他の県補助金は除く。

市町村緊急支援事業費補助金

(ふるさと創造資金 緊急重点事業推進枠)

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課

地域政策課 地域振興担当 (内線2768)

支 援 目 的	緊急又は不測の事態に対応するために市町村が実施する事業に対して財政支援を行う。
支 援 内 容	[対象事業] 災害、事件、事故等により、緊急又は不測の事態（災害、事件、事故等により、緊急又は不測の事態が生じるおそれが極めて高いと認められる場合を含む。）に対応するために実施され、特に支援が必要と認められる事業 [対象経費] 対象事業に要する経費から制度上充てられる地方債等の特定財源を控除して得た補助事業者の一般財源に係る経費 [支援金額（率）] 対象経費の範囲内で補助事業の目的、規模、補助事業者の財政力その他の事情を勘案して知事が定める額 [対象団体] 市町村、一部事務組合
	[予算額] 21年度 170,100千円 20年度 153,038千円 [採択件数・採択例] 21年度 未定 20年度 3件 不発弾処理事業（鳩ヶ谷市）他 [根拠法令・要綱等] 市町村緊急支援事業費補助金交付要綱 [事業期間・採択期限] 特になし [組合せ出来る他制度] 地方債等（埼玉県ふるさと創造貸付金を含む）

**みんなに親しまれる
駅づくり事業補助金**
(ふるさと創造資金 緊急重点事業推進枠)

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 交通政策課 鉄道担当 (内線 2 2 2 7)

支 援 目 的	年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが快適に安心して鉄道駅を利用できるように駅のバリアフリー化を進める。
支 援 内 容	〔対象事業〕 原則として、エレベーター、スロープ、障害者対応型トイレなど、駅のバリアフリー化に資する施設の整備（市町村または鉄道事業者が事業主体として設置するもの） 〔対象経費〕 施設の整備に係る経費及び関連付帯工事に係る経費（設計費を除く）から、鉄道事業者が負担する額、国庫補助金、地方債等（埼玉県ふるさと創造貸付金制度により貸付を受けた額を除く）を控除した経費 〔支援金額（率）〕 市町村が補助・負担する額の 1 / 2 以内（前年度普通交付税不交付団体は 1 / 3 以内） 補助限度額は 1 つの施設につき 2 0 , 0 0 0 千円 〔対象団体〕 市町村
	〔予算額〕 2 1 年度 6 2 2 , 4 0 0 千円 、 2 0 年度 5 4 0 , 3 0 0 千円 〔採択件数・採択例〕 2 1 年度 未定 2 0 年度 1 7 市町 2 0 駅 5 1 施設 熊谷市：秩父鉄道 熊谷駅 改札内エレベーター、改札内障害者対応型トイレ 春日部市：東武野田線 南桜井駅 改札内外エレベーター、改札内障害者対応型トイレ 上尾市：J R 高崎線 上尾駅 改札内下りエレベーター、改札外西口エレベーター 等 〔根拠法令・要綱等〕 みんなに親しまれる駅づくり事業補助金交付要綱 平成 2 1 年度みんなに親しまれる駅づくり事業補助金取扱要領 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1 年 新規採択期限 特になし 〔組合せ出来る他制度〕 地方債、埼玉県ふるさと創造貸付金 国土交通省所管の国庫補助制度の一部 ・交通施設バリアフリー化設備整備費補助金 ・鉄道駅総合改善事業 ・交通連携推進事業 ・道路交通環境改善促進事業 ・都市交通システム整備事業 ・まちづくり交付金

建設費補助金制度

【企画財政部】

埼玉県つくばエクスプレス 建設費無利子貸付資金利子 補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 交通政策課 三セク線調整担当

支 援 目 的	つくばエクスプレスの建設を促進するため、八潮市、三郷市が首都圏新都市鉄道株式会社に行っている無利子貸付に係る起債利子償還額について予算の範囲内において補助を行い、両市の財政負担の軽減を図る。
支 援 内 容	〔対象事業〕 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に基づくつくばエクスプレス建設事業に対して、市が行った無利子貸付事業 〔対象経費〕 首都圏新都市鉄道株式会社に対して市が行った無利子貸付のために、当該市が地方債措置により資金を調達した場合の利子償還額 〔支援金額（率）〕 起債利子償還額の10分の2の範囲内で知事が定める額 〔対象団体〕 八潮市、三郷市
	〔予算額〕 21年度 17,521千円 20年度 20,032千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 2件 八潮市、三郷市 20年度 2件 八潮市、三郷市 〔根拠法令・要綱等〕 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法 埼玉県つくばエクスプレス建設費無利子貸付資金利子補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年間 新規採択期間 特になし 〔組合わせ出来る他制度〕 特になし

建設費補助金制度

【県民生活部】

コミュニティ施設特別整備 事業補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 NPO活動推進課地域コミュニティ担当（内線2819）

（ふるさと創造資金 地域づくり支援枠）

支 県内各地で展開されているコミュニティ活動を促進するため、地域住民の心のふれあいの場や身近な生
援 活環境施設などのコミュニティ施設の整備事業を推進し、自治と連帯に根ざした地域社会の実現と豊かな
目 彩の国づくりに資するものとする。

的

支

援

内

容

〔対象事業〕

①集会所建設 ②小公園整備 ③体育施設整備 ④学校開放施設整備

・事業の要件

- 1 地域住民の意向が十分反映され、地域住民の総意を得たものであること。
- 2 既存のコミュニティ関連施設との調整を図り、その機能が最大限に活用されるものであること。
- 3 維持管理については、地域住民が行うもの又は地域住民の協力が得られるものであること。
- 4 新規に整備するものであること。
- 5 実施基準に適合するものであること。

〔対象経費〕

- ・市町村事業 整備事業に要する経費
- ・地区団体事業 整備事業を実施する地区団体に対して市町村が交付する補助金に要する経費

〔支援金額（率）〕

1 補助限度額

①集会所建設事業

- ・大規模集会所建設 1,000万円
（整備事業費4,000万円以上かつ延床面積300㎡以上、他にも受益戸数等の要件あり）
- ・文化性付加集会所建設 600万円
（通常集会所に文化性の創造に寄与するデザインを付加する場合）
- ・通常集会所建設 500万円

②～④に掲げる対象事業

150万円

2 補助率

（1）事業主体が市町村の場合

整備事業に要する経費の1/2以内

ただし、前年度の普通交付税不交付団体に対しては、1/3以内

（2）事業主体が地区団体の場合（④学校開放施設整備は市町村事業に限る）

市町村が地区団体に交付する補助金の1/2以内

ただし、前年度の普通交付税不交付団体に対しては、1/3以内

〔対象団体〕

市町村、市町村→地区団体

〔予算額〕 21年度1,200,000千円のうち一部
20年度1,200,000千円のうち一部

〔採択件数・採択例〕

21年度 未定

20年度 18件 61,641千円（含：前年度繰越分 3,333千円）

集会所 : 13件（蕨市他）

体育施設 : 1件（羽生市）

小公園 : 2件（行田市、北川辺町）

学校開放施設 : 1件（志木市）

〔根拠法令・要綱等〕

埼玉県コミュニティ施設特別整備事業実施要綱

〔事業期間・採択期限〕

事業期間 1年

新規採択期限 特になし

〔組合せ出来る他制度〕

特になし

学校施設エコ改修支援事業補助

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課

温暖化対策課エネルギー対策・エコアップ担当

(内線3047)

みどり再生課総合調整・基金担当 (内線3147)

支 援 目 的	小中学校等における太陽光発電設備の設置、校庭緑化、屋上緑化等の施設整備支援に対し補助金を交付する。
支 援 内 容	〔対象事業〕 環境対応型の学校（エコスクール）の具体的な施設整備の推進に係る事業 〔対象経費〕 ①太陽光発電設備設置工事費 ②校庭緑化、屋上緑化等の施設整備に係る経費 〔支援金額（率）〕 ①補助率：1／2以内（補助限度額：1件当たり5,000千円以内） ②補助率：1／2以内（補助限度額：1件当たり5,000千円以内） 〔対象団体〕 ①②市町村立（さいたま市立を除く）・私立の小・中学校、特殊支援学校又は幼稚園・保育所
	〔予算額〕 21年度 30,000千円、20年度 40,000千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定）6件 20年度 19件 〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県学校施設等エコ改修支援事業補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年 新規採択期限 特になし 〔組合せ出来る他制度〕 太陽光発電設備設置の場合、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は、財団法人広域関東圏産業活性化センターの補助制度が組み合わせ出来る

浄化槽整備・普及啓発
事業費奨励交付金

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課

水環境課里川再生担当（内線3083）

支援目的	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び浄化槽の処理能力の向上により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、浄化槽の設置費等の補助を行う市町村への補助。																													
支援内容	〔対象事業〕 ○ 対象地域 下水道法第4条第1項または同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域外の地域 ○ 事業内容 1 浄化槽設置整備事業 専用住宅に、処理対象人員10人以下で「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合する浄化槽を設置しようとする者に対し、その設置に要する費用を助成する事業 2 浄化槽市町村整備推進事業 市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が設置主体となる浄化槽の設置に係る付帯工事に要する費用を助成する事業 〔対象経費〕 1 浄化槽の設置者に対する市町村の補助金 2 市町村が設置主体となる浄化槽の設置に係る付帯工事の使用者負担分に対する市町村の補助金 3 市町村が普及啓発に要した経費（需用費、委託料等） 〔支援金額（率）〕 1 浄化槽設置整備事業（設置費） 既設単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換を伴わない一般型浄化槽の設置については、人槽区分にかかわらず、浄化槽1基当たり40千円を上限額とする。その他の場合は、下記基準額の1/3の額と市町村の総事業費の1/3とを比べて少ない方の額。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">一般型</th> <th colspan="3">高度処理型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人槽区分（人槽）</td> <td>5</td> <td>6－7</td> <td>8－10</td> <td></td> <td>5</td> <td>6－7</td> <td>8－10</td> </tr> <tr> <td>基準額（千円）</td> <td>332</td> <td>414</td> <td>548</td> <td>（BOD除去型）</td> <td>489</td> <td>654</td> <td>903</td> </tr> </tbody> </table> （転換費） 既存単独処理浄化槽又は汲み取り方式から浄化槽に転換する際の処分費（清掃、消毒及び汚泥処理、撤去等）として、1基当たり60千円を上限額とする。 2 浄化槽市町村整備推進事業（付帯工事） 1基当たり120千円と対象経費の1/3とを比べて少ない方の額。 〔対象団体〕 市町村								一般型			高度処理型			人槽区分（人槽）	5	6－7	8－10		5	6－7	8－10	基準額（千円）	332	414	548	（BOD除去型）	489	654	903
	一般型			高度処理型																										
人槽区分（人槽）	5	6－7	8－10		5	6－7	8－10																							
基準額（千円）	332	414	548	（BOD除去型）	489	654	903																							
予算額	21年度 203,386千円、20年度 210,046千円																													
採択件数・採択例	21年度 53市町村 2,597基 20年度 53市町村 2,752基																													
根拠法令・要綱等	浄化槽法、浄化槽整備・普及啓発事業費奨励交付金交付要綱																													
事業期間・採択期限	事業期間 1年 新規採択期限 特になし																													
組合せ出来る他制度	循環型社会形成推進交付金、汚水処理施設整備交付金																													
	国庫補助等 1/3		県費補助 1/3		市町村 1/3																									
	← 総事業費 →																													

建設費補助金制度

【環境部】

みどりの埼玉づくり 県民提案事業費

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 みどり再生課総合調整・基金担当(内線3147)

支援目的	森林や身近な緑の保全と創出を推進する事業提案を市町村、企業、NPO団体等から公募して、適当と認められる事業に対して補助金を交付する。
支援内容	〔対象事業〕 県民企画・実施提案公募事業（森林や身近な緑の保全と創出を推進する事業） 対象事業：①みどりを守る活動 ②みどりを創る活動（植樹活動を除く） ③みどりを学ぶ・楽しむ活動 〔対象経費〕 緑の保全・創出にかかる経費 〔支援金額（率）〕 補助率：500千円までは10/10、500千円を超える部分は1/2 限度額：1,500千円 〔対象団体〕 市町村、企業、公益法人、NPO、自治会、ボランティア団体等
	〔予算額〕 21年度 24,000千円、20年度 30,000千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定）48件程度 20年度 50件 緑の再生広場づくり（新座市）、里山案内人養成事業（小鹿野町）他 〔根拠法令・要綱等〕 みどりの埼玉づくり県民提案事業補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年 新規採択期限 各年度毎 〔組合せ出来る他制度〕 特になし

一人一本植樹運動推進事業費 （記念植樹推進事業費）

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 みどり再生課総合調整・基金担当(内線3147)

【環境部】

支援目的	住民の結婚、出生、退職、新築などの記念に合わせ、市町村が実施する記念樹の配布事業に対し補助金を交付する。
支援内容	〔対象事業〕 「一人一本植樹運動推進事業費」のうち「植樹活動事業費」のうち「記念植樹推進事業費」 〔対象経費〕 配布用苗木の購入費用 〔支援金額（率）〕 1市町村当たり350千円を上限として助成。10市町村。 〔対象団体〕 市町村
	〔予算額〕 21年度 3,500千円、20年度 ー 千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定）10件程度 20年度 ー 件 〔根拠法令・要綱等〕 一人一本植樹運動推進事業補助金交付要綱（仮称） 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年 新規採択期限 各年度毎 〔組合せ出来る他制度〕 特になし

建設費補助金制度

【環境部】

一人一本植樹運動推進事業費 (団体活動支援事業費)

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課

みどり再生課総合調整・基金担当(内線3147)

支 援 目 的	県内企業、各種団体が創設〇周年記念事業等により、植樹活動を行う場合に、植栽に要する経費に対し補助金を交付する。
支 援 内 容	〔対象事業〕 「一人一本植樹運動推進事業費」のうち「植樹活動事業費」のうち「団体活動支援事業費」 〔対象経費〕 植樹活動のうち、植栽に要する経費 〔支援金額（率）〕 補助率：500千円までは10／10、500千円を超える部分は1／2 限度額：1,500千円 〔対象団体〕 市町村、企業、公益法人、NPO、自治会、ボランティア団体等
	〔予算額〕 21年度 12,000千円、20年度 ー 千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 20件程度 20年度 一件 〔根拠法令・要綱等〕 一人一本植樹運動推進事業補助金交付要綱(仮称) 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年 新規採択期限 各年度毎 〔組合せ出来る他制度〕 特になし

みどりの街なみ推進事業費

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課

みどり再生課総合調整・基金担当(内線3147)

支援目的	市街地において市町村や民間事業者等が行う緑の創出に寄与する事業に対して補助金を交付する。
支援内容	〔対象事業〕 ①公開性のある市町村施設で行う屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化など ②公開性のある民間施設で行う屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化など ③市町村と地域住民が協働で実施する緑化活動。市街化区域内の公共公益施設（道路、公園、学校、病院等）で県が開発した技術を活用する300㎡以上の緑化 〔対象経費〕 ①②屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等の施設整備に係る経費（用地費除く） ③緑化活動に係る材料費相当分 〔支援金額（率）〕 ①補助率：1／2、補助限度額：5,000千円 ②補助率：2／3、補助限度額：5,000千円 ③補助限度額：6,000千円 〔対象団体〕 ①市町村 ②民間事業者等 ③市町村、自治会等地域の団体
	〔予算額〕 21年度 42,000千円、20年度 58,000千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定） 8件程度 20年度 11件 屋上緑化（鳩ヶ谷市） 〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県みどりの街なみ創出支援事業補助金交付要綱、埼玉県みどりのモデル展示事業補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年 新規採択期限 各年度毎 〔組合せ出来る他制度〕 特になし

**保育サービス施設整備事業費
(駅前等家庭保育室)**

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 子育て支援課 保育施設担当 (内線3328)

支 援 目 的

保育所待機児童を早期に解消するため、認可外保育施設の一つである家庭保育室の新たな設置を促進し、特に待機児童の多い低年齢児の受入枠拡大を図る。

支 援 内 容

〔対象事業・対象経費〕
駅前等の既存建物の小さなスペースを活用して行う家庭保育室の設置を促進し、特に待機児童の多い低年齢児の受入枠拡大を図る。
家庭保育室設置者が、家庭保育室を設置（又は既存家庭保育室の定員増）するために必要な改修費及び初度備品費を助成する。

〔支援金額（率）〕

区 分	補助基準額	補助率（負担区分）
改 修	3,000千円（※）	10／10（県1／2、市町村1／2）

※1施設当たり。

〔対象団体〕

市町村→家庭保育室設置者

〔予 算 額〕 21年度7,500千円、20年度7,500千円

〔採択件数・採択例〕

21年度（予定） 5件

20年度（実績） 2件（所沢市 1件、新座市 1件）

〔根拠法令・要綱等〕

駅前等家庭保育室開設準備費補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕

事業期間 21.4.1～22.3.31

新規採択期限 特になし

〔組合せ出来る他制度〕

特になし

補助金額＝対象事業費（市町村補助対象額）
×1/2

←	対象事業費	→
県補助金 （対象事業費×1／2）		一般財源

病児一時預かり保育室 整備事業

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 子育て支援課（内線 3 3 3 0）

支 援 目 的	保育所に通所中の子どもが、病気や病気回復期にあり集団保育が困難なために通常の保育所に通えない状況にあるものの、仕事の都合でどうしても保護者が家庭で育児できない場合に、適切な看護・保育体制のもとで子どもを一時的に預かる「病児保育室」の医療機関等への設置を促進し、子どもにとっても親にとっても安心して過ごせ、育児と仕事が両立できる環境を整備する。				
支 援 内 容	〔対象事業〕 医療機関等が新たに病児・病後児保育を実施するために保育室・安静室・調理室などの施設を整備する場合、施設の設置・整備に要する経費の一部を助成する。 〔支援金額（率）〕 4, 1 6 0 千円（4人定員の場合） 県 1 / 2 市町村 1 / 2 〔対象団体〕 市町村 補助金額＝総事業費（市町村補助対象額）× 1 / 2 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">← 対象事業費 →</td></tr> <tr> <td>県補助金 （総事業費 × 1 / 2）</td><td>一般財源</td></tr> </table>	← 対象事業費 →		県補助金 （総事業費 × 1 / 2）	一般財源
← 対象事業費 →					
県補助金 （総事業費 × 1 / 2）	一般財源				
	〔予算額〕 21年度 6, 2 4 0 千円、 20年度 8, 3 2 0 千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定） 3 件 20年度 2 件 〔根拠法令・要綱等〕 病児一時預かり保育室整備事業費補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1 年 新規採択期限 特になし 〔組合せ出来る他制度〕 特になし				

認定こども園整備促進
事業費補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 子育て支援課 保育施設担当 (内線3328)

支援目的 認定こども園として幼稚園が空き教室や敷地などを利用して保育所を整備する経費を補助し、質の高い保育サービスの提供を促進することにより、保育所待機児童の解消を図る。

支援内容

〔対象事業・対象経費〕

幼稚園設置者（学校法人）が、幼稚園の園舎や敷地を活用した保育所を設置して認定こども園となる場合に、必要となる改修等の費用の一部を補助する。

〔支援金額（率）〕

区 分	補助基準額	補助率（負担区分）
改 修	600千円（※）	1／2以下（設置者1／2以上、県1／4、市町村1／4以下）
増 築	1,250千円（※）	

※ 定員1人当たり。

〔対象団体〕

市町村→私立幼稚園

〔予算額〕 21年度 18,250千円、20年度 21,500千円

〔採択件数等〕

21年度（予定） 3件100人

20年度（実績） 1件 30人（桶川市：30人は補助の上限）

〔根拠法令・要綱等〕

認定こども園整備促進事業費補助金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕

事業期間 21.4.1～22.3.31

新規採択期限 特になし

〔組合せ出来る他制度〕

特になし

補助金額＝

対象事業費（市町村補助対象額）×1/4

← 対象事業費 →		
県補助金	一般財源	設置者負担
（対象事業費 ×1／4）	（対象事業費 ×1/4以下）	（対象事業費×1/2以上）

建設費補助金制度

【保健医療部】

山間山添い地域水道水源開発
施設整備費償還金補助

制度区分 国庫補助金・県補助金
所管省庁 厚生労働省 健康局 水道課
県担当課 生活衛生課 水道担当（内線3616）

支援目的	山間山添い地域で水道水源を確保するため、市町村が水道水源開発施設の整備費として借り入れた企業債（公的資金補償金免除繰上償還等による借換企業債を含む）の元利償還金（独立行政法人水資源機構への償還金を含む）に対して、県費補助金を交付し地元負担の軽減を図る。		
支援内容	〔対象事業〕 市町村が独自に水道水源開発を実施する場合で水道水源開発施設整備費国庫補助の対象となった事業。 〔対象経費〕 水道水源開発施設整備費国庫補助対象事業として実施する水源開発施設の建設費の企業債（公的資金補償金免除繰上償還等による借換企業債を含む）に係る元利償還金（水資源開発公団の割賦金を含む） 〔支援金額（率）〕 県補助金 補助率 1／3（国庫補助率1／2の場合） 		

安全な飲料水確保緊急対策
事業費

制度区分 国庫補助金・県補助金
所管省庁 厚生労働省 健康局 水道課
県担当課 生活衛生課 水道担当（内線3616）

支 援 目 的	水質悪化等に対応し、安全な飲料水を確保するために、緊急に水道未普及解消事業に取り組む水道事業体に対して補助金を交付し、事業の促進を支援することにより生活環境の改善、公衆衛生の向上を図る。
支 援 内 容	〔対象事業〕 水源地域対策にかかる助成制度の適用外であり、水道料金（家庭用1ヶ月10円）が県平均以上である水道事業体を実施している、又は、平成15年までに着手する予定である水道未普及解消事業 〔対象経費〕 水道未普及解消事業を実施するための整備として借り入れた企業債の元利償還金 〔支援金額（率）〕 県補助金 補助率 1／2 〔対象団体〕 東秩父村 〔予算額〕 21年度 7,183千円、20年度 10,460千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定） 1件 東秩父村 20年度 2件 東秩父村、本庄市 〔根拠法令・要綱等〕 安全な飲料水確保緊急対策費交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 企業債の償還開始から10年間 新規採択期限 平成15年度 〔組合せ出来る他制度〕 （建設事業費については、国庫補助金が対象となるが、県費補助は元利償還金に対する補助である。）

商店街施設整備事業補助

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課

商業支援課 商業振興担当（内線3761）

支 援 目 的	商店街の賑わい等を創出するための新たな施設の整備に係る事業に補助する。
支 援 内 容	〔対象事業〕 商店街等が行う新たな施設整備事業 〔対象経費〕 施設建設、取得費用（土地又は権利の取得に係る経費を除く。） 〔支援金額（率）〕 市町村補助額と同額又は補助対象経費の1/3（街路灯1/4）以内 【下限】 50万円 【上限】 1,000万円 （AEDは下限なし） 〔対象団体〕 市町村→商店街、商工会議所、商工会
	〔予算額〕 21年度 20,000千円、20年度 30,000千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定） 12件 20年度 12件（街路灯設置事業 川口市、ポイントカード機器設置事業 川越市等） 〔根拠法令・要綱等〕 商店街施設整備事業補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年 新規採択期限 特になし 〔組合せ出来る他制度〕

商店街地域資源活用事業補助

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課

商業支援課 商業振興担当（内線3761）

支 援 目 的	商工会、商工会議所、法人商店街、NPO法人又は社会福祉法人が実施する既存建築物（歴史的建築物や空き店舗等）を活用した商店街の賑わい等に資する施設の設置に係る費用を補助する。
支 援 内 容	〔対象事業〕 (1) 歴史的建築物等を営業用（入場料等を徴収するもの及び売買に係るもの）に活用する事業 チャレンジショップ、農産物直売所、子育て広場等 (2) 歴史的建築物等を非営業用（前号に係るもの以外のもの）に活用する事業 ギャラリー、観光案内所、民間交番等 (3) 空き地を駐車場・駐輪場等に活用する事業 駐車場、駐輪場等 〔対象経費〕 (1) 改装費、賃料 (2) 改装費、賃料、事業費 (3) 土地賃借料 〔支援金額（率）〕 市町村と同額以内で (1) 改装費 400万円(対象経費の1/3)以内 賃借料 初年度・翌年度・翌々年度各192万円(対象経費の2/5)以内 広告宣伝費 10万円(対象経費の1/3)以内 (2) 改装費 400万円(対象経費の1/3)以内 賃借料 初年度・翌年度・翌々年度各192万円(対象経費の2/5)以内 事業費 (物品購入費、委託料、賃金、謝礼金、印刷製本費、使用料及び賃借料、備品購入費) 初年度150万円、次年度100万円以内 (3) 土地賃借料 初年度・翌年度・翌々年度各120万円以内 〔対象団体〕 市町村→法人商店街、商工会、商工会議所、NPO法人、社会福祉法人
〔予 算 額〕	21年度 8,000千円、20年度 8,000千円
〔採 択 件 数 ・ 採 択 例〕	21年度 (予定) 5件 20年度 5件(秩父館運営事業 秩父市、チャレンジショップ運営事業 坂戸市等)
〔根 拠 法 令 ・ 要 綱 等〕	商店街地域資源活用事業補助金交付要綱
〔事 業 期 間 ・ 採 択 期 限〕	事業期間 事業開始から2年以内 新規採択期限 特になし
〔組 合 せ 出 来 る 他 制 度〕	

建設費補助金制度

【産業労働部】

商店街ＣＯ２削減 ・省エネ促進事業

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 商業支援課 商業振興担当（内線3761）

支 援 目 的	ＣＯ２削減・省エネ対策（ソフト）に取り組む商店街が既存の街路灯に改修する取組に対し補助する。
支 援 内 容	〔対象事業〕 省エネ街路灯（ＬＥＤ照明）への改修 〔対象経費〕 改修費用 〔支援金額（率）〕 市町村補助額と同額又は補助対象経費の1/4以内 【下限】25万円 【上限】250万円 〔対象団体〕 市町村→商店街
	〔予算額〕 21年度 15,000千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定） 15件 20年度 — 〔根拠法令・要綱等〕 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年 新規採択期限 特になし 〔組合せ出来る他制度〕

建設費補助金制度

【産業労働部】

観光資源魅力アップ事業 (ふるさと創造資金 地域づくり支援枠)

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 観光課 観光・物産振興担当(内線3955)

支 援 目 的	自然や文化など多彩な観光資源の魅力を高めるため、市町村が行う観光資源等の整備を支援し、魅力ある観光地を形成する。																
支 援 内 容	〔対象事業〕 - 施設整備事業（ハード） - 観光施設の新設 - 観光施設の改装、復元、移築 - 観光施設の魅力強化設備の設置 - 観光基盤の整備 - 観光サインの設置 - その他観光地の魅力を高める観光資源等の整備で知事が特に認めたもの - 観光振興戦略事業（ソフト） - 広域的な観光振興計画の策定 - 実践的な誘客促進事業 〔対象経費〕 - 施設整備事業（ハード）に係る工事費等 - 観光振興戦略事業（ソフト）に係る経費等 〔支援金額（率）〕 - 施設整備事業（ハード） 補助率 1／3以内（前年度の財政力指数0.42以下の団体に対しては1／2以内、前年度の普通交付税不交付団体に対しては1／4以内） 補助限度額 10,000千円 - 観光振興戦略事業（ソフト） 補助率 1／2以内（前年度の普通交付税不交付団体に対しては1／3以内） 補助限度額 1,000千円 〔対象団体〕 市町村（観光協会や第三セクターに補助する場合を含む） （政令市は除く）																
〔予 算 額〕	21年度 1,200,000千円のうち一部 20年度 1,200,000千円のうち一部（交付決定額 33,070千円）																
〔採択件数・採択例〕	21年度 未定 20年度 27件 <table> <tr> <td>川 越 市</td><td>「NHK連続テレビ小説「つばさ」プロジェクト事業」ほか</td></tr> <tr> <td>北 本 市</td><td>「北本トマトブランド化推進事業」ほか</td></tr> <tr> <td>秩 父 市</td><td>「札所観光トイレ設置事業」ほか</td></tr> <tr> <td>長 瀨 町</td><td>「長瀨町NHK連続テレビ小説「つばさ」支援事業</td></tr> <tr> <td>所 沢 市</td><td>「観光案内板設置事業」</td></tr> <tr> <td>飯 能 市</td><td>「観光トイレ設置事業」ほか</td></tr> <tr> <td>日 高 市</td><td>「巾着田歩道整備事業」</td></tr> <tr> <td>行 田 市</td><td>「ぎょうだ歴史ロマンの道・観光案内板設置事業」ほか</td></tr> </table>	川 越 市	「NHK連続テレビ小説「つばさ」プロジェクト事業」ほか	北 本 市	「北本トマトブランド化推進事業」ほか	秩 父 市	「札所観光トイレ設置事業」ほか	長 瀨 町	「長瀨町NHK連続テレビ小説「つばさ」支援事業	所 沢 市	「観光案内板設置事業」	飯 能 市	「観光トイレ設置事業」ほか	日 高 市	「巾着田歩道整備事業」	行 田 市	「ぎょうだ歴史ロマンの道・観光案内板設置事業」ほか
川 越 市	「NHK連続テレビ小説「つばさ」プロジェクト事業」ほか																
北 本 市	「北本トマトブランド化推進事業」ほか																
秩 父 市	「札所観光トイレ設置事業」ほか																
長 瀨 町	「長瀨町NHK連続テレビ小説「つばさ」支援事業																
所 沢 市	「観光案内板設置事業」																
飯 能 市	「観光トイレ設置事業」ほか																
日 高 市	「巾着田歩道整備事業」																
行 田 市	「ぎょうだ歴史ロマンの道・観光案内板設置事業」ほか																
〔根拠法令・要綱等〕	埼玉県観光資源魅力アップ事業補助金交付要綱																
〔事業期間・採択期限〕	事業期間 1年 新規採択期限 特になし																
〔組合せ出来る他制度〕	ハード整備事業については地方債（ふるさと創造貸付金）																

茶小規模条件整備事業費補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 生産振興課 園芸・特産担当 (内線4116)

支援目的	防霜施設等の整備により、気象災害の影響を回避し、高品質茶の安定生産を図る。
支援内容	〔対象事業〕 1 市町村、農業協同組合又は農家集団が行う防霜施設等の整備 2 事業要件 栽培面積がおおむね4ha以上の地区であり、事業規模については、次に掲げるとおりとする。 (1) 防霜施設 受益面積がおおむね1ha以上とする。 (2) 生産安定施設 組織的な利用が行われること。 〔対象経費〕 防霜施設等の整備に要する経費 〔支援金額(率)〕 標準事業費 4,000千円 補助率 3/10以内 〔対象団体〕 市町村、農業協同組合、農家集団
	〔予算額〕 21年度 2,400千円、20年度 3,000千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 (予定) 2件 20年度 2件 〔根拠法令・要綱等〕 茶小規模条件整備事業費補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年間 新規採択期限 特になし 〔組合せ出来る他制度〕

県単独治山事業補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課

森づくり課 治山・森林管理道担当（内線4316）

支 援 目 的	小規模な治山施設の整備を行い、山地災害の発生の予防、または、山地災害の拡大の防止を図る。
支 援 内 容	〔対象事業〕 地域防災計画に掲載されている山地災害危険地区における、山地災害の予防または災害拡大の防止 〔対象経費〕 施設整備に要する工事費、委託料及び事務費 〔支援金額（率）〕 事業費の1／2以内 〔対象団体〕 市町村 〔予算額〕 21年度 12,000千円、20年度 15,000千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定）7件（秩父市）他 20年度 7件（秩父市）他 〔根拠法令・要綱等〕 （県）林業関係補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年 新規採択期限 特になし 〔組合せ出来る他制度〕 地方債 自然災害防止事業債 補助金額＝総事業費×1／2

県単独森林管理道整備 事業費補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課

森づくり課 治山・森林管理道担当 (内線4314)

支 援 目 的	適切な森林整備の推進や林業経営の効率化及び山村生活環境の改善などを図るため、その基盤となる森林管理道の整備に必要な費用の一部を助成する。
支 援 内 容	〔対象事業〕 埼玉地域森林計画書に計画されている森林管理道（林道）の改良・舗装 〔対象経費〕 施設整備に要する本工事費、付帯工事費、測量費及び事務費 〔支援金額（率）〕 事業費の3／10以内 〔対象団体〕 市町村
	〔予算額〕 21年度 1,269千円、20年度 1,500千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定） 2件（ときがわ町、東秩父村） 20年度 2件（ときがわ町、寄居町） 〔根拠法令・要綱等〕 （県）林業関係補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年 新規採択期限 特になし 〔組合せ出来る他制度〕 地方債 一般単独事業債 $\{ \text{総事業費} - \text{県補助金} (\text{対象事業費} \times \text{補助率}) \} \times \text{充当率} 75\%$ ← 対象事業費 → 県補助金 対象事業費 × 補助率 一般単独事業債 (総事業費 - 県補助金) × 75% 一般財源

建設費補助金制度

【農林部】

美しい森づくり事業費補助金 (森林整備促進事業費補助金)

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 森づくり課 間伐・森林循環担当 (内線4321)

支援目的

針葉樹や広葉樹の育成等による多様な森林整備を促進し、森林の持つ水源かん養機能及び二酸化炭素の吸収・貯蔵機能などの公益的機能の増進を図る。

支援内容

〔対象事業〕
地域森林計画の対象森林の区域内で行う1施行地の面積が0.05ha以上の植栽・保育等の森林整備

〔対象経費〕
上記に要する経費

〔支援金額（率）〕
対象経費の3／10

〔対象団体〕
市町村、森林組合等

予算額

21年度2,120千円、20年度1,243千円

採択件数・採択例

21年度未定
20年度8件（秩父市）他

根拠法令・要綱等

（県）林業関係補助金交付要綱

事業期間・採択期限

事業期間1年間
新規採択期限特になし

組み合わせ出来る他制度

地方債

総事業費

県補助金
総事業費×3/10

公有林・草地
開発事業債
(総事業費-県補助金)×90%

一般財源

建設費補助金制度

【農林部】

美しい森づくり事業費補助金 (予防薬剤注入事業費補助金)

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 森づくり課 問伐・森林循環担当(内線4321)

支 援 目 的	松くい虫被害のまん延を防止し、健全な森林を保全する。		
支 援 内 容	〔対象事業〕 健全な松林へ予防薬剤の注入による松くい虫被害の防止 〔対象経費〕 上記に要する経費 〔支援金額（率）〕 対象経費の3／10 〔対象団体〕 市町村		
	〔予算額〕	21年度 446千円、	20年度 322千円
	〔採択件数・採択例〕	21年度 3件（予定） 20年度 2件（吉見町、長瀬町）	
	〔根拠法令・要綱等〕 （県）林業関係補助金交付要綱		
	〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年間 新規採択期限 特になし		
	〔組合わせ出来る他制度〕 特になし		

建設費補助金制度

【農林部】

美しい森づくり事業費補助金 (間伐材利用促進事業費補助金)

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 森づくり課 間伐・森林循環担当 (内線4321)

支 援 目 的	間伐材による流出・滑落などによる災害を防ぐため、国庫補助事業の対象とならない小径木や形質不良木の搬出・運搬に係る経費に対し支援する。
支 援 内 容	〔対象事業〕 間伐材を林内から木材加工・製材工場等へ搬出・運搬し、間伐材利用の促進 〔対象経費〕 上記に要する経費 〔支援金額（率）〕 定額 〔対象団体〕 市町村、森林組合等
	〔予算額〕 21年度 9,000千円、 20年度 9,000千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 未定 20年度 6件（飯能市）他 〔根拠法令・要綱等〕 (県) 林業関係補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年間 新規採択期限 特になし 〔組合わせ出来る他制度〕 特になし

団体営農地防災事業費補助金

制度区分 国庫補助金・県補助金
 所管省庁 農林水産省 防災課
 県担当課 農村整備課 水利施設整備担当（内線4347）

支 援 目 的	老朽化したため池等の農業用排水施設を整備して、農用地・農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止する。		
支 援 内 容	〔対象事業〕 1 災害発生の防止等が必要な小規模な農業用ため池の改修又は廃止を行うもので、その受益面積が10ha未満であり、総事業費8百万円以上となる事業（ため池） 2 構造が不十分又は適当でない農業用河川工作物を改修するもので、総事業費が8百万円以上500万円未満となる事業（河川応急） 〔対象経費〕 整備に要する工事費及び事務費 〔支援金額（率）〕 工事費：1 た め 池 60%以内 [国50%・県①公的被害あり10%以内、②公的被害なし1%以内] 2 河川応急 75%以内 [国50%・県25%以内] 事務費： 国50%・県0% 〔対象団体〕 市町村、土地改良区		
	〔予 算 額〕	21年度 ー 円	20年度 25,410千円
	〔採択件数・採択例〕	21年度 ー 件	
		20年度 1 件	諸倉池(美里町)
	〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県農地防災事業補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 3年以内 新規採択期限 特になし 〔組合わせ出来る他制度〕 一般公共事業債（災害関連(1)一般分……農地防災）対象事業の1のみ対象 …………… 充当率90%（本来分30%、財源対策債分60%） 財源対策債相当額の元利償還分について50%が基準財政需要額に算入 地方債額＝市町村負担額（対象事業費－補助金等）×充当率90%〔30%（本来分）＋60%（財源対策債分）〕		

建設費補助金制度

【農林部】

彩の国ゆたかなむらづくり 整備事業

(農業集落排水事業費補助金)

制度区分 国庫補助金・県補助金
所管省庁 農林水産省 農村整備課
県担当課 農村整備課 農村下水道担当 (内線4349)

支 援 目 的 農村社会における混住化の進展、生活様式の高度化等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農作物の育成障害、土地改良施設の維持管理費の増大、悪臭の発生等、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。
このため、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は、雨水を処理する施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的とする。

支 援 内 容

〔対象事業〕
汚水、汚泥又は雨水を処理する施設及びこれに付帯する施設の整備又は改築
1 対象地区は、原則として農業振興地域とする。
2 受益戸数がおおむね20戸以上の施設を補助対象とする。また排水路末端の受益戸数は2戸以上とする。
3 汚水処理施設は、原則として処理対象人口おおむね1,000人程度に相当する規模以下を単位として計画、施行する。

〔対象経費〕
建設に要する本工事費及び付帯事務費（汚水処理施設周辺の門、柵、ヘイを除く）

〔支援金額（率）〕
工事費：平成12～14年度採択地区 国 5/10以内、県 1.5/10以内
平成15年度以降採択地区(一般) 国 5/10以内、県 1.5/10以内 (対象は処理場のみ)
〃 (機能強化) 国 5/10以内
事務費：国 5/10以内

〔対象団体〕
市町村、土地改良区、農業協同組合、農業者等が組織する団体

〔予算額〕 21年度 1,076,109千円、20年度 1,765,259千円

〔採択件数・採択例〕

21年度 (予定) 0件

20年度 2件 東第二地区(吉見町)、南部中央2期地区(美里町)

〔根拠法令・要綱等〕

農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱、村づくり交付金実施要綱、
汚水処理施設整備交付金交付要綱、埼玉県農村総合整備事業補助金交付要綱、
埼玉県農業集落排水整備推進交付金交付要綱

〔事業期間・採択期限〕

事業期間 平成14年度以降採択地区 6年以内

新規採択期限 特になし

〔組合せ出来る他制度〕

下水道事業債 …………… 地方債額の約50%を後年度交付税措置

地方債額＝(対象事業費－国庫補助金－受益者負担金)×充当率100%－県補助金

県費単独土地改良
事業費補助金

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 農村整備課 農村環境担当（内線4348）

支 援 目 的	農業水利施設を有効に活用し、地域（施設管理者、地域住民、NPO、市町村等）と連携・協働。																	
支 援 内 容	〔対象事業・支援金額（率）〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>採択基準</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい排水事業</td> <td>2ha（山村丘陵地域1ha）以上 畑地かんがい5ha以内 危険箇所への安全施設 都市排水と共用する施設 山間地域の農地保全施設</td> <td rowspan="5">33%以内 （暗渠、客土のみ30%以内）</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備事業</td> <td>5ha以内 暗渠排水、客土等単独事業</td> </tr> <tr> <td>農道整備事業</td> <td>2ha（山村丘陵地域1ha）以上 延長1,000m以内 有効幅員2m（山村丘陵地域 幅員1m）以上5m以内</td> </tr> <tr> <td>防災事業</td> <td>1ha以上 ため池</td> </tr> <tr> <td>特認事業</td> <td>採択基準に定める基準により 難しいものについて特に知事の承認を受けたもの。</td> </tr> </tbody> </table> 〔対象経費〕 整備に要する工事費 〔対象団体〕 市町村、土地改良区				事業名	採択基準	補助率	かんがい排水事業	2ha（山村丘陵地域1ha）以上 畑地かんがい5ha以内 危険箇所への安全施設 都市排水と共用する施設 山間地域の農地保全施設	33%以内 （暗渠、客土のみ30%以内）	ほ場整備事業	5ha以内 暗渠排水、客土等単独事業	農道整備事業	2ha（山村丘陵地域1ha）以上 延長1,000m以内 有効幅員2m（山村丘陵地域 幅員1m）以上5m以内	防災事業	1ha以上 ため池	特認事業	採択基準に定める基準により 難しいものについて特に知事の承認を受けたもの。
事業名	採択基準	補助率																
かんがい排水事業	2ha（山村丘陵地域1ha）以上 畑地かんがい5ha以内 危険箇所への安全施設 都市排水と共用する施設 山間地域の農地保全施設	33%以内 （暗渠、客土のみ30%以内）																
ほ場整備事業	5ha以内 暗渠排水、客土等単独事業																	
農道整備事業	2ha（山村丘陵地域1ha）以上 延長1,000m以内 有効幅員2m（山村丘陵地域 幅員1m）以上5m以内																	
防災事業	1ha以上 ため池																	
特認事業	採択基準に定める基準により 難しいものについて特に知事の承認を受けたもの。																	
〔予算額〕 21年度 137,242千円 20年度 41,547千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定） 41地区 20年度 28地区 〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県土地改良事業関係補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年（原則） 新規採択期限 特になし 〔組合わせ出来る他制度〕 一般単独事業債（1一般事業……（20）その他事業……④産業経済施設（ふるさと農道緊急整備事業） 農道整備事業のみ対象（ふるさと農道緊急整備事業）……地方債額の30～50%を後年度交付税措置 地方債額＝市町村負担額（対象事業費－補助金等）×充当率90% ふるさと農道緊急整備事業と組み合わせて農道整備をした場合（補助残を全額市町村が負担する場合） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">← 対象事業費 →</th> <th>県補助金</th> <th>一般財源</th> <th rowspan="3">※地方債の後年度交付税措置 臨時地方道整備事業債 30% 財源対策債 50%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時地方道整備事業債</td> <td>50.25%分</td> <td rowspan="2">(33%)</td> <td rowspan="2">(6.7%)</td> </tr> <tr> <td>財源対策債 (総事業費×60.3%)</td> <td>10.05%分</td> </tr> </tbody> </table>					← 対象事業費 →		県補助金	一般財源	※地方債の後年度交付税措置 臨時地方道整備事業債 30% 財源対策債 50%	臨時地方道整備事業債	50.25%分	(33%)	(6.7%)	財源対策債 (総事業費×60.3%)	10.05%分			
← 対象事業費 →		県補助金	一般財源	※地方債の後年度交付税措置 臨時地方道整備事業債 30% 財源対策債 50%														
臨時地方道整備事業債	50.25%分	(33%)	(6.7%)															
財源対策債 (総事業費×60.3%)	10.05%分																	

建設費補助金制度

【農林部】

水と緑の田園都市・ 水辺再生事業 (水と緑の田園都市・水辺再生事業費)

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 農村整備課 農村環境担当 (内線4348)

支 援 目 的	農業用水路などを有効に活用し、地域と連携・協働を図りながら、県民誰もが水辺に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国 埼玉」を実現する。
支 援 内 容	〔対象事業〕 農業水利施設を有効に活用して管理者（土地改良区、市町村）が、地域（地域住民、NPO、学校など）と連携・協働を図りながら、景観、親水性及び生態系に配慮した整備を実施 〔対象経費〕 整備に要する工事費及び事務費 〔支援金額（率）〕 工事費：県 1／2 以内 事務費：県 工事費の 3％以内 〔対象団体〕 市町村、土地改良区
	〔予算額〕 21年度 221,750千円 20年度 63,000千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 9箇所（予定） 20年度 3箇所 東京葛西用水地区（越谷市、草加市、八潮市）、会の川地区（見沼代用水土地改良区）、酒巻地区（元荒川上流土地改良区） 〔根拠法令・要綱等〕 水と緑の田園都市・水辺再生事業実施要領、水と緑の田園都市・水辺再生事業補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 平成20年度から平成23年度まで 新規採択期限 平成22年度まで 〔組合せ出来る他制度〕 なし

建設費補助金制度

【県土整備部】

市町村道路整備 事業費補助金

(ふるさと創造資金 地域づくり支援枠)

制度区分 県補助金

所管省庁

県担当課 道路街路課 市町村道担当 (内線5086)

支 援 目 的	市町村道の整備を促進するため、市町村が行う道路整備事業に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。
支 援 内 容	〔対象事業〕 市町村道として認定されている道路の整備で、国庫補助対象事業を除く次に掲げる事業とする。 ただし、当該路線が幹線市町村道であること、新設もしくは改築の計画が道路構造令に基づくものであること及び当該年度の事業費が500万円以上であることを要件とする。 1 道路改築事業 2 橋りょう整備事業 3 踏切構造改良事業 4 道路震災対策事業 5 その他知事が必要と認めたもの 〔対象経費〕 本工事費のみ 〔支援金額（率）〕 補助対象事業費から地方債等の特定財源を控除した一般財源の3分の1以内。ただし、前年度の普通交付税不交付団体に対しては4分の1以内とする。 〔対象団体〕 市町村（政令指定都市を除く）
	〔予算額〕 21年度 1,200,000千円の一部、20年度 1,100,000千円の一部 〔採択件数・採択例〕 21年度 未定 20年度 9件 65,651千円 道路改良工事（桶川市、滑川町）ほか 〔根拠法令・要綱等〕 市町村道路整備事業費補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 道路改築事業 3か年以内 橋りょう整備事業 3か年以内 新規採択期限 特になし 〔組合せ出来る他制度〕 埼玉県ふるさと創造貸付金

建設費補助金制度

【県土整備部】

緊急市町村道安全対策 事業費補助金 (ふるさと創造資金 緊急重点事業推進枠)

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 道路街路課 市町村道担当 (内線5086)

支 援 目 的	市町村道における交通事故を削減するため、県が指定した交通事故多発エリアを有する市町村が行う安全対策事業に対し、事業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。
支 援 内 容	〔対象事業〕 市町村道として認定されている道路で、国庫補助の対象となっていない事業で次に掲げるもの。 道路付属物に該当するもの、若しくは付随するもので道路管理者が行うべき交通安全対策に資するハンプ・防護柵・区画線・カラー舗装・カーブミラー・道路照明灯・グリーンベルト・警戒標識・視線誘導標等 〔対象経費〕 工事費のみ 〔支援金額（率）〕 補助対象事業費の3分の1以内とする。ただし1地区当たりの補助対象事業費は300万円以上かつ1,000万円を限度とする。 〔対象団体〕 市町村（政令指定都市を除く）
	〔予算額〕 21年度 15,000千円、20年度 25,000千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 未定 20年度 7件 10,326千円 川越市、熊谷市ほか 〔根拠法令・要綱等〕 緊急市町村道安全対策事業費補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年 新規採択期限 平成21年度 〔組合せ出来る他制度〕

市町村治水事業費等補助金
(ふるさと創造資金 地域づくり支援枠)

制度区分 県補助金
所管省庁
県担当課 河川砂防課 防災担当 (内線5137)

支 援 目 的	洪水または内水による浸水被害の防止、軽減を図る治水対策及び良好な水辺空間の形成を図る親水、浄化対策を推進するため、河川管理施設等の整備を推進しようとする市町村等に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
支 援 内 容	〔対象事業〕 同一河川1回限りを原則とし、次に掲げる整備とする。ただし、国庫補助対象事業及び用地買収を除く。 1. 準用河川及び普通河川改修事業 総事業費が概ね1,000万円以上3億円未満で、次に掲げるいずれかの条件に該当する事業。 (1) 氾濫被害が防止される区域内に10ha以上の農地、15戸以上の家屋または5ha以上の宅地が存じ、かつ過去3箇年間に氾濫被害が1回以上発生した区域に係わる河川の整備事業。 (2) 良好な水辺空間の整備を図る必要がある市町村のシンボリック河川で、親水性を高めるための整備事業。 (3) 汚濁の進んだ河川の水質浄化施設に係る整備事業。 2. ポンプ場整備事業 総事業費が概ね1,000万円以上3億円未満で、内水排除を必要とする箇所でのポンプ場の新設または既存施設の増改築を行う整備事業。 なお、氾濫が防止される区域内に15戸以上の家屋または1.5ha以上の宅地が存じ、かつ過去3箇年間に氾濫被害が1回以上発生した区域に係わる河川の整備事業であることを要件とする。 3. 河川防災関連施設整備事業 総事業費が概ね500万円以上3,000万円未満で、次に掲げる事業に要する費用の補助。 (1) 水防活動用資機材(排水ポンプ等) (2) 水防拠点の新設及び増改築 (3) 防災情報の収集、伝達機器(水位、雨量観測施設でテレメータ化を伴うもの) 〔対象経費〕 工事費、備品購入費 〔支援金額(率)〕 補助対象事業費から地方債等の特定財源を控除した一般財源の3分の1以内。ただし、前年度の普通交付税不交付団体に対しては4分の1以内とする。 〔対象団体〕 市町村、一部事務組合、水害予防組合
〔予算額〕 21年度 1,200,000千円のうち一部 20年度 1,100,000千円のうち一部 〔採択件数・採択例〕 21年度 未定 20年度 5件 32,913千円 河川改修事業(本庄市、東松山市)ほか 〔根拠法令・要綱等〕 市町村治水事業補助金交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 事業着手後5年以内 新規採択期限 特になし 〔組合せ出来る他制度〕 ・一般単独事業債(臨時河川等整備事業・・・一般分) 地方債対象：河川事業、その他治山治水事業等 地方債額：(単独事業として当該年度に実施する河川整備事業費総額－前年度の同事業費の一般財源－控除財源(当該補助金等))×充当率95% ・一般単独事業債(一般事業のうち、その他事業の土木施設) 地方債対象：河川事業、排水施設事業 地方債額：対象事業費×充当率75%	

建設費補助金制度

【都市整備部】

埼玉県公共団体土地区画整理事業県道整備費

制度区分 国庫補助金・県補助金
所管省庁 国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課
国土交通省 住宅局 住宅整備課
県担当課 市街地整備課 区画整理担当(内線5383)

支援目的	市町村が土地区画整理事業により都市計画決定された県道を整備する場合に、その整備に要する費用の一部を負担することにより、県道及び沿線市街地の整備促進を図るものである。																															
支援内容	〔対象事業〕 当該年度に国庫補助金等を充当して実施する公共団体土地区画整理事業であって、その施行区域内に、都市計画決定済みの県道等（県道及び県へ移管することについて市町村長と知事との間に協議が成立している道路）を含むもの。																															
	〔対象経費〕 土地区画整理事業に要する道路築造費、物件移転補償費、調査設計費等																															
	〔支援金額（率）〕 ・国庫補助率 5／10、5.5／10 ・県補助率 $\frac{1}{3} \times \text{県道等整備費に係る国庫補助事業等の当該年度の事業費}$ 上式により算出した額を限度として、知事の定める額とする。																															
内容	〔対象団体〕 市町村																															
	〔予算額〕 21年度 392,302千円、20年度 480,240千円 〔採択件数・採択例〕 21年度（予定） 7市 9地区（川口市石神西立野地区、鳩ヶ谷市里地区等） 20年度 7市 10地区（川口市石神西立野地区、鳩ヶ谷市里地区等） 〔根拠法令・要綱等〕 埼玉県公共団体土地区画整理事業県道整備費交付要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年（原則） 新規採択期限 特になし 〔組合わせ出来る他制度〕 ①一般公共事業債（都市計画……道路特会……土地区画整理） 〔国庫補助基本額－特定財源（当該補助金等）〕 × 充当率55％＝地方債額 ②公営企業債 〔総事業費－（国庫補助基本額＋保留地処分金以外の特定財源（当該補助金等））〕 × 充当率100％ ＝地方債額																															
	<table><tr><td colspan="4">①</td></tr><tr><td colspan="4">← 補助対象事業費 →</td></tr><tr><td>国庫補助金 補助対象事業費×1/2</td><td>県補助金 県道整備費 ×1/3</td><td>一般公共事業債 （国庫補助基本額 －特定財源）×55%</td><td>一般財源</td></tr></table> <table><tr><td colspan="4">②</td></tr><tr><td colspan="4">← 総事業費 →</td></tr><tr><td colspan="2">← 補助対象事業費 →</td><td colspan="2">→</td></tr><tr><td>国庫補助金 補助対象事業費×1/2</td><td>県補助金 県道整備費 ×1/3</td><td>一般財源</td><td>地域開発事業債 〔総事業費－（国庫補助基本額＋保留地 処分金以外の特定財源）〕×100%</td></tr></table>				①				← 補助対象事業費 →				国庫補助金 補助対象事業費×1/2	県補助金 県道整備費 ×1/3	一般公共事業債 （国庫補助基本額 －特定財源）×55%	一般財源	②				← 総事業費 →				← 補助対象事業費 →		→		国庫補助金 補助対象事業費×1/2	県補助金 県道整備費 ×1/3	一般財源	地域開発事業債 〔総事業費－（国庫補助基本額＋保留地 処分金以外の特定財源）〕×100%
①																																
← 補助対象事業費 →																																
国庫補助金 補助対象事業費×1/2	県補助金 県道整備費 ×1/3	一般公共事業債 （国庫補助基本額 －特定財源）×55%	一般財源																													
②																																
← 総事業費 →																																
← 補助対象事業費 →		→																														
国庫補助金 補助対象事業費×1/2	県補助金 県道整備費 ×1/3	一般財源	地域開発事業債 〔総事業費－（国庫補助基本額＋保留地 処分金以外の特定財源）〕×100%																													

埼玉県市街地再開発促進事業費補助

制度区分 国庫補助金・県補助金
 所管省庁 国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課
 国土交通省 住宅局 市街地建築課

県担当課 市街地整備課 再開発担当

支援目的	市街地再開発事業を促進し、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る			
支援内容	〔対象事業〕 埼玉県市街地再開発促進事業制度要綱（平成9年4月1日付都整第329号）に規定する組合等施行の市街地再開発事業 事業要件 市町村が施行者に対して当該市街地再開発事業に要する費用の一部を補助する事業で、埼玉県市街地再開発事業等に係る県費補助採択基準により採択された事業であること。 〔対象経費〕 市街地再開発事業に要する調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費及び附帯事務費 〔補助金額（率）〕 ・国庫補助率 1／3 ・県補助率 1／6（一部1／9）以内 〔対象団体〕 市町村			
内容	〔予算額〕 21年度 603,950千円 20年度 541,070千円 〔採択件数・採択例〕 21年度 6市 6地区（所沢市 所沢元町北地区 等） 20年度 6市 6地区（所沢市 所沢元町北地区 等） 〔根拠法令・要綱等〕 ・埼玉県市街地再開発促進事業費補助金交付要綱 ・埼玉県市街地再開発促進事業制度要綱 〔事業期間・採択期限〕 事業期間 1年 新規採択期限 なし 〔組合わせ出来る他制度〕 ・国土交通省都市・地域整備局所管市街地再開発事業費補助（一般会計） ・国土交通省住宅局所管市街地再開発事業費補助 ・国土交通省都市・地域整備局所管まちづくり交付金 ・国土交通省住宅局所管地域住宅交付金 ・国土交通省都市・地域整備局所管暮らし・にぎわい再生事業 ・国土交通省住宅局所管暮らし・にぎわい再生事業			

建設費補助金制度

【都市整備部】

埼玉県市街地再開発事業等 公共施設整備費補助

制度区分 国庫補助金・県補助金
所管省庁 国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課
県担当課 市街地整備課 再開発担当

支援目的	公共施設（道路、駅前交通広場等）の整備を行う市街地再開発事業等を推進し、都市基盤の整備を図る											
支援内容	〔対象事業〕 次に掲げる公共施設の整備を行う市街地再開発事業等 1 施行地区内の都市施設として計画決定された駅前交通広場又は道路で計画幅員が8 m以上のもの 2 都市計画法第11条第1項第2号に掲げる都市施設のうち計画決定された公園、緑地及び広場 3 施行区域から、鉄道若しくはバス路線の最寄りの駅若しくは停留所までの歩道のバリアフリー化事業で次に掲げるもの （1）視覚障害者を誘導するためのブロック敷設 （2）歩道の切り下げ											
	事業要件 市町村が施行する市街地再開発事業等及び市町村が負担する公共施設が整備される市街地再開発等で、埼玉県市街地再開発事業等に係る県費補助採択基準（平成9年4月1日付都整第329号）により採択された事業であること。											
支援内容	〔対象経費〕 用地買収方式で都市計画道路を整備した場合に必要な工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費（対象事業3を除く）、機械器具費											
	〔補助金額（率）〕 <table><tr><td></td><td>国庫補助率</td><td>県補助率</td></tr><tr><td>市街地再開発事業等公共施設整備費補助（従来型）</td><td>1／2</td><td>1／10</td></tr><tr><td>（対象：市街地再開発事業により整備される公共施設）</td><td>（5.5／10）</td><td>（1／10）</td></tr></table>					国庫補助率	県補助率	市街地再開発事業等公共施設整備費補助（従来型）	1／2	1／10	（対象：市街地再開発事業により整備される公共施設）	（5.5／10）
	国庫補助率	県補助率										
市街地再開発事業等公共施設整備費補助（従来型）	1／2	1／10										
（対象：市街地再開発事業により整備される公共施設）	（5.5／10）	（1／10）										
支援内容	〔対象団体〕 市町村、再開発組合等											
〔予算額〕 <table><tr><td>21年度</td><td>14,000千円</td><td>20年度</td><td>10,000千円</td></tr></table>					21年度	14,000千円	20年度	10,000千円				
21年度	14,000千円	20年度	10,000千円									
〔採択件数・採択例〕 <table><tr><td>21年度</td><td>1市1地区（蓮田市蓮田駅西口地区）</td></tr><tr><td>20年度</td><td>1市1地区（蓮田市蓮田駅西口地区）</td></tr></table>					21年度	1市1地区（蓮田市蓮田駅西口地区）	20年度	1市1地区（蓮田市蓮田駅西口地区）				
21年度	1市1地区（蓮田市蓮田駅西口地区）											
20年度	1市1地区（蓮田市蓮田駅西口地区）											
〔根拠法令・要綱等〕 ・埼玉県市街地再開発事業等公共施設管理者負担金交付要綱												
〔事業期間・採択期限〕 <table><tr><td>事業期間</td><td>1年</td></tr><tr><td>新規採択期限</td><td>なし</td></tr></table>					事業期間	1年	新規採択期限	なし				
事業期間	1年											
新規採択期限	なし											
〔組合わせ出来る他制度〕 - 国土交通省都市・地域整備局所管市街地再開発事業等管理者負担金補助 - 国土交通省都市・地域整備局所管地域活力基盤創造交付金 - 国土交通省住宅局所管住宅宅地関連公共施設整備促進事業費補助 - 国土交通省住宅局所管住宅市街地総合整備事業 - 国土交通省都市・地域整備局所管まちづくり交付金												

文化財保存事業費補助金

制度区分 国庫補助金・県補助金
所管省庁 文化庁 伝統文化課
県担当課 生涯学習文化財課（内線 6986）

支援目的	国指定文化財及び国登録文化財並びに県指定文化財の所有者等が実施する文化財保存事業に対し、補助金を交付し、所有者等の負担を軽減することにより、適切な保護・管理事業を促し、文化財の保存を図る。	
支援内容	〔対象事業〕 国指定文化財もしくは国登録文化財、県指定文化財に対する文化財保存事業 〔対象経費〕 文化財の管理工事、修理工事、土地買収、その他保存に必要な事業 〔支援金額（率）〕 1 県指定文化財 県補助金 保存事業費の1／2以内 2 国指定文化財・国登録文化財 国庫補助金 保存事業費の1／2以内（原則） 県補助金 国庫補助事業の場合は、保存事業費から国庫補助金を差し引いた残額の1／2以内の額 〔対象団体〕 文化財の所有者、管理者等（含む市町村）	
予算	〔予算額〕 21年度 70,916千円、20年度 79,545千円	
採択	〔採択件数・採択例〕 21年度（予定） 36件 福德寺阿弥陀堂防災施設事業（飯能市） 平林寺三門、中門屋根保存修理事業（新座市）他 20年度 27件 歓喜院聖天堂保存修理事業（熊谷市） 川越城本丸御殿及び家老詰所保存修理事業（川越市）他	
根拠	〔根拠法令・要綱等〕 文化財保護法、文化芸術振興基本法、埼玉県文化財保護条例 文化財保存事業費交付要綱、民俗芸能の振興事業費補助金交付要綱	
事業	〔事業期間・採択期限〕 事業期間 特になし 新規採択期限 特になし	
その他	〔組合せ出来る他制度〕 国庫補助金（国指定文化財・国登録文化財のみ） ・国宝重要文化財等保存整備費補助金 ・国宝重要文化財等活用施設整備費補助金 ・史跡等購入費補助金	
地方債	地方債 ・地域資源活用促進事業（地域活性化事業債化）	